

指定(介護予防)特定施設入居者生活介護 桑折緑風園 重要事項説明書

指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人緑風福祉会（以下「事業者」という。）が開設する指定（介護予防）特定施設入居者生活介護桑折緑風園（以下「施設」という。）は、介護保険法令等に従い、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、特定施設サービス計画に基づき、指定(介護予防)特定施設入居者生活介護サービスを提供することにより、本施設において利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

2 事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人緑風福祉会
所在地	〒960-0484 福島県伊達市馬場口36番地1
代表者	理事長 熊谷 公伸
設立年月日	平成23年3月1日
電話番号	024-563-6077

3 施設の概要

(1) 施設の概要

施設名	桑折緑風園
指定番号	福島県 0772001301
所在地	〒969-1642 福島県伊達郡桑折町北半田字峯47番地
敷 地	12,101.88㎡
建 物	平屋建て 鉄筋コンクリート造 延床面積：2,373.28㎡
施設長	熊谷 公伸
定 員	100名
電話番号	024-585-4311
FAX番号	024-585-4312
メールアドレス	info@ryokuhuen.com

(2) 設備の概要

居室	2 人部屋	13.28 m ²	1 8 室	食 堂	212.40 m ²	1 室	
	1 人部屋	5.79 m ²	6 4 室	調 理 室	114.48 m ²	1 室	
	静 養 室	58.80 m ²	1 室	会 議 室	29.50 m ²	1 室	
浴室	個別浴室 (介護浴槽)	11.80 m ²	1 室	だんらん室	23.60 m ²	1 室	
				洗 濯 室	27.00 m ²	1 室	
	一般浴室	33.00 m ²	1 室	医 務 室	12.38 m ²	1 室	
トイレ(車いす用含む)			13.88 m ²	5 か所	洗 面 所	6.00 m ²	5 か所
非常用火災通報装置				7 ヶ所	屋 内 消 火 栓		7 ヶ所

(3) 事業所の従業者体制

職 名	職務の内容	員 数
管理者	業務の一元的な管理	1名 養護老人ホーム桑折緑風園 施設長を兼務
生活相談員	利用者の相談援助、苦情への対応等	1名 養護老人ホーム桑折緑風園 主任生活相談員を兼務
計画作成担当者	特定施設サービス計画の作成等	1名以上
介護職員	介護業務	15名以上 養護老人ホーム桑折緑風園 支援員を兼務
看護職員	保健衛生管理及び看護業務	2名以上 うち1名は機能訓練指導員を兼務
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	1名以上 看護職員を兼務

4 サービスの内容

(1) 介護保険給付対象サービス

種 類	内 容
特定施設 サービス計画 の作成	特定施設サービス計画を作成します。 ・ 特定施設サービス計画は、計画担当者が特定施設サービス計画について、利用者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで作成します。 ・ 特定施設サービス計画には、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題、特定施設サービスの目標及びその達成時期、特定施設サービスの内容、特定施設サービスを提供する上での留意事項を記載します。 ・ 施設は、特定施設サービス計画を作成後においても、特定施設サービス計画の実施状況を把握するとともに利用者についての解決すべき課題を把握し必要に応じて、特定施設サービス計画を変更するものとします。 ・ 施設は、施設サービス計画を作成又は変更した場合には、利用者又はご家族に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
介 護	利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。 ・ 入浴又は清拭は週2回以上行います。 ・ 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。 ・ 食事は利用者の希望や摂食状態に合わせて常食の他に、粥食・やわらか食（荒刻み、刻み）・なめらか食・制限食を提供します。 朝食7：45～ 昼食11：30～ 夕食17：30～ ・ リネン類の交換、整容、移動の付き添い等を適切に行います。
レクリエー ション	他者とのつながりを持つことにより、心身の活性化や意欲向上を目的として、レクリエーション活動を提供します。
相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。
健康管理	看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。 定期的な健康診断を実施します。

口腔衛生の管理	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔衛生管理を計画的に行います。
機能訓練	利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の改善又は維持するための機能訓練を実施します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

施設は、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

① 理美容サービス

理美容師の出張による理美容を実費にてご利用いただけます。

② おむつ等の提供

必要時、実費にて提供いたします。

5 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。

(1) 基本部分

1日あたりの料金		単位数	費用額 〈10割〉	利用者負担額		
				1割	2割	3割
特定施設入居者生活介護費	要支援1	183単位	1,830円	183円	366円	549円
	要支援2	313単位	3,130円	313円	626円	939円
	要介護1	542単位	5,420円	542円	1,084円	1,626円
	要介護2	609単位	6,090円	609円	1,218円	1,827円
	要介護3	679単位	6,790円	679円	1,358円	2,037円
	要介護4	744単位	7,440円	744円	1,488円	2,232円
	要介護5	813単位	8,130円	813円	1,626円	2,439円

(2) 加算・減算

要件を満たす場合には、上記の基本部分に料金が加算又は減算されます。介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者負担額を変更します。

※別表1「介護保険給付加算・減算表」参照

(3) その他の費用

① 理美容代・・・実費

※別表2「介護保険給付対象外サービス価格表」参照

② おむつ代・・・実費

※別表2「介護保険給付対象外サービス価格表」参照

(4) 利用料金の変更

上記(3)に定める費用については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相応な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と事由についてご説明します。

6 利用料金のお支払方法

利用料は、1月ごとに計算し翌月末日までにご請求いたしますので、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

- ① 利用者名義の銀行口座からの引き落とし
- ② 指定口座への振込み

7 禁止行為

- ① 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- ② 従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ③ 施設内での金銭及び食物等のやりとり
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

8 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

9 協力医療機関等

事業所は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。なお、緊急の場合には速やかにご家族へ連絡します。

【協力医療機関】

名 称：福島西部病院 住 所：福島県福島市東中央三丁目15 連絡先：024-533-2121
名 称：公立藤田総合病院 住 所：福島県伊達郡国見町塚野目三本木14 連絡先：024-585-2121
名 称：遠藤内科医院 住 所：福島県伊達郡桑折町陣屋1-6 連絡先：024-582-6788

【協力歯科医療機関】

名称：福島西部病院(歯科) 住所：福島県福島市東中央三丁目15 連絡先：024-533-2121
--

10 事故発生時の対応

施設は、事故防止に関する担当者を置き、定期的に委員会および研修を実施します。サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 1 非常災害対策

施設は、災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害その他緊急の事態に備え必要な設備を備えると共に、常に関係機関と連絡を密にします。消防計画を作成し訓練や救出その他必要な訓練を行います。

1 2 衛生管理等

食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携に努めます。また、感染症に関する担当者を置き、施設における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

1 3 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びご家族へ十分な説明をし、同意を得ると共に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。身体拘束廃止に関する責任者を置き、従業者に対して定期的に委員会を開催するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。

1 4 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

施設は、虐待防止に関する担当者を置き、利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、委員会および研修を定期的実施し、従業者の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 5 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を厳守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

1 6 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 施設は、従業者に対して業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 7 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図る為、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催します。

18 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

受付担当者：石井 公文(生活相談員)、金子ともえ(計画作成担当者) 苦情解決責任者：熊谷 公伸(管理者) ご利用時間：8時30分～17時30分 ご利用方法：電話024-585-4311 メール info@ryokuhuen.com
--

※保険者もしくは、保険者で対応が困難な場合は福島県国民健康保険団体連合会で受け付けます。

名 称：福島市役所 介護保険課 電話番号：024-535-1111 (代表) 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで (土・日・祝日・年末年始を除く)
名 称：伊達市役所 高齢福祉課 電話番号：024-575-1111 (代表) 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで (土・日・祝日・年末年始を除く)
名 称：桑折町役場 健康福祉課 電話番号：024-582-2111 (代表) 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで (土・日・祝日・年末年始を除く)
名 称：国見町役場 福祉課 電話番号：024-585-2111 (代表) 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで (土・日・祝日・年末年始を除く)
名 称：川俣町役場 保健福祉課 電話番号：024-566-2111 (代表) 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで (土・日・祝日・年末年始を除く)
機 関 名：福島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話番号：024-528-0040 受付時間：午前9時～午後4時まで (土・日・祝日・年末年始を除く)

※公平中立な立場から苦情解決を図るため第三者委員を置いています。

氏 名：渡邊 美昭 電 話：024-582-1155 摘 要：桑折町社会福祉協議会 事務局長
氏 名：林部 裕樹 電 話：024-585-2121 摘 要：公立藤田総合病院 地域医療連携課長

19 カスタマーハラスメントについて

- (1) 利用者やご家族からの暴言や暴力・悪質なクレームなどの迷惑行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）の防止のため、「カスタマーハラスメントへの行動指針」を整備しています。
- (2) 従業者がカスタマーハラスメントに関する知識及び対処法を習得するための施策を実施します。
- (3) カスタマーハラスメントに関する相談窓口を設置します。
- (4) カスタマーハラスメントの被害にあった従業者のケアを最優先に努めるとともに、当該利用者やご家族の担当を替わる等の対応を迅速に調整します。
- (5) カスタマーハラスメント発生時の対応体制を構築します。

20 損害賠償について

- (1) 施設の責任により利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。
- (2) 施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

21 福祉サービス第三者評価の実施について

平成26年度にNPO法人福島県福祉サービス振興会により実施され、平成27年3月3日に評価が確定しています。

22 安全カメラ及び見守りカメラについて

- (1) 施設の防犯及び離園等の事故発生の防止を目的に建物外及び共有スペースに安全カメラを設置しています。取り扱いにあたっては個人情報保護規程及び関係法令を遵守します。
- (2) 利用者の事故予防及び早期発見、従業員の負担軽減を目的に、居室に見守りカメラを設置する場合があります。使用にあたっては同意書による説明及び同意を得たうえで使用します。

令和 年 月 日

当事業所は重要事項説明書に基づいて、（介護予防）特定施設入居者生活介護のサービス内容および重要事項の説明をしました。

事業者〈所在地〉 福島県伊達郡桑折町大字北半田字峯47番地
〈名 称〉 桑折緑風園
〈代表者〉 社会福祉法人 緑風福祉会
理 事 長 熊 谷 公 伸

説明者〈職 名〉 計画作成担当者
〈氏 名〉 金子 ともえ

私は重要事項説明書に基づいて、（介護予防）特定施設入居者生活介護のサービス内容および重要事項の説明を受けました。

利用者〈氏 名〉 _____

私は、本人の意思を確認のうえ、代わりに署名を行いました。

署名代理人〈氏 名〉 _____

〈続 柄〉 _____

私は、重要事項説明書に基づいて、（介護予防）特定施設入居者生活介護のサービス内容および重要事項の説明を受けました。

身元引受人〈氏 名〉 _____

〈続 柄〉 _____

別表 1 「介護保険給付加算・減算表」 令和 6 年 4 月 1 日改定

【加算・減算名】			単位数	費用額 〈10 割〉	利用者負担額		
					1 割	2 割	3 割
① 職員欠如に該当する場合の減算			所定単位の 30%減				
② 身体拘束廃止未実施減算			所定単位の 10%/日減				
③ 高齢者虐待防止措置未実施減算			所定単位の 1%減				
④ 業務継続計画未策定減算			所定単位の 3%減				
⑤ 入居継続支援加算	(Ⅰ)	36 単位/日	360 円	36 円	72 円	108 円	
	(Ⅱ)	22 単位/日	220 円	22 円	44 円	66 円	
⑥ 生活機能向上連携加算 ※個別機能訓練加算を算定している場合	(Ⅰ)	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円	
	(Ⅱ)	200 単位/月	2,000 円	200 円	400 円	600 円	
	(Ⅱ)※	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円	
⑦ 個別機能訓練加算	(Ⅰ)	12 単位/日	120 円	12 円	24 円	36 円	
	(Ⅱ)	20 単位/月	200 円	20 円	40 円	60 円	
⑧ ADL 維持等加算	(Ⅰ)	30 単位/月	300 円	30 円	60 円	90 円	
	(Ⅱ)	60 単位/月	600 円	60 円	120 円	180 円	
⑨ 夜間看護体制加算	(Ⅰ)	18 単位/日	180 円	18 円	36 円	54 円	
	(Ⅱ)	9 単位/日	90 円	9 円	18 円	27 円	
⑩ 若年性認知症入居者受入加算		120 単位/日	1,200 円	120 円	240 円	360 円	
⑪ 協力医療機関連携加算	(1)	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円	
	(2)	40 単位/月	400 円	40 円	80 円	120 円	
⑫ 口腔・栄養スクリーニング加算		20 単位/回	200 円	20 円	40 円	60 円	
⑬ 科学的介護推進体制加算		40 単位/月	400 円	40 円	80 円	120 円	
⑭ 障害者等支援加算		20 単位/日	200 円	20 円	40 円	60 円	
⑮ 退院・退所時連携加算		30 単位/日	300 円	30 円	60 円	90 円	
⑯ 退居時情報提供加算		250 単位/回	2,500 円	250 円	500 円	750 円	
⑰ 看取り 介護加算	(Ⅰ)	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位/日	720 円	72 円	144 円	216 円
		死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位/日	1,440 円	144 円	288 円	432 円
		死亡日以前 2 日又は 3 日	680 単位/日	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
		死亡日	1,280 単位/日	12,800 円	1,280 円	2,560 円	3,840 円
	(Ⅱ)	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	572 単位/日	5,720 円	572 円	1,144 円	1,716 円
		死亡日以前 4 日以上 30 日以下	644 単位/日	6,440 円	644 円	1,288 円	1,932 円
		死亡日以前 2 日又は 3 日	1,180 単位/日	11,800 円	1,180 円	2,360 円	3,540 円
		死亡日	1,780 単位/日	17,800 円	1,780 円	3,560 円	5,340 円
⑱ 認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	3 単位/日	30 円	3 円	6 円	9 円	
	(Ⅱ)	4 単位/日	40 円	4 円	8 円	12 円	
⑲ 高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)	10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円	
	(Ⅱ)	5 単位/月	50 円	5 円	10 円	15 円	
⑳ 新興感染症等施設療養費		240 単位/日	2,400 円	240 円	480 円	720 円	
㉑ 生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円	
	(Ⅱ)	10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円	
㉒ サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22 単位/日	220 円	22 円	44 円	66 円	
	(Ⅱ)	18 単位/日	180 円	18 円	36 円	54 円	
	(Ⅲ)	6 単位/日	60 円	6 円	12 円	18 円	
㉓ 介護職員等処遇改善加算		(Ⅰ)	1 月につき所定単位数の 12.8%増				

※改定時点で網掛けが取得見込みの加算です。ただし要件を満たさなくなった場合は算定しません。

それ以外の加算は、条件を満たした場合に算定することがあります。

① 職員欠如に該当する場合の減算

事業所の看護職員及び介護職員の人員基準上満たすべき員数を下回っている場合

② 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化を図るための措置＊が講じられていない場合

＊身体拘束等の適正化を図るための措置

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

③ 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

④ 業務継続計画未策定減算

感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合

⑤ 入居継続支援加算

喀痰吸引等の特定行為を必要とする利用者の割合を満たし、基準で定められた数以上の介護福祉士を配置している場合

⑥ 生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合

⑦ 個別機能訓練加算

機能訓練指導員等が共同して、個別機能訓練計画に基づいて計画的に機能訓練を行った場合

⑧ ADL 維持等加算

利用者の日常生活動作（ADL）を Barthel Index(バーセルインデックス)*という指標を用いて、6 月ごとの状態変化がみられた場合

＊ Barthel Index(バーセルインデックス)広く用いられている ADL を評価する指標です。食事、車いすからベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロールの 10 項目を 5 点刻みで点数化し、その合計を 100 点満点で評価する仕組み

⑨ 夜間看護体制加算

常勤の看護師を 1 名以上配置した上で、24 時間の連絡体制及び管理体制を整え、入居時に重度化した場合の指針を家族等に説明、同意を得ている場合。

⑩ 若年性認知症入居者受入加算

若年性認知症の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

⑪ 協力医療機関連携加算

介護保険施設等において、定期的なカンファレンスの実施による協力医療機関*との連携体制の構築をした場合

ア 協力医療機関の要件 i ～ ii を満たす場合

イ それ以外の場合

* 協力医療機関の要件

i 利用者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること

ii 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること

⑫ 口腔・栄養スクリーニング加算

利用開始時及び 6 カ月ごとに利用者の口腔の健康状態や栄養状態を確認し、担当する介護支援専門員に情報を提供している場合

⑬ 科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、科学的介護情報システム（LIFE・ライフ）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを実施した場合

⑭ 障害者等支援加算

養護老人ホームにおいて、知的又は精神的な障害があるために基準上の基本サービスの提供に特に支援が必要な方に対して、基本サービスを提供した場合

⑮ 退院・退所時連携加算

新たに病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院から入居した場合。または 30 日間以上の病院、診療所への入院や、介護老人保健施設又は介護医療院への入所の後に、再び当該指定特定施設に入居された場合

⑯ 退居時情報提供加算

利用者が退居され医療機関へ入院した場合に、医療機関に対して利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合

⑰ 看取り介護加算

医師が回復の見込がないと判断した利用者に対して、人生の最期の時までその人らしさを維持できるように、利用者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、看護職員が連携を保ちながら看取りをする場合

⑱ 認知症専門ケア加算

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の割合が 50%以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を①認知症自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 人以上、②20 人以上の場合は 10 人ごとに 1 人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合

⑱ 高齢者施設等感染対策向上加算

新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築しており、新興感染症以外の一般的な感染症＊について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っている場合（＊新型コロナウイルス感染症を含む）

また、感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受け、また感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けた場合

⑲ 新興感染症等施設療養費

利用者等が別に厚生労働大臣が定める感染症＊に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合（＊現時点において指定されている感染症はありません）

⑳ 生産性向上推進体制加算

介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

㉑ サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置している場合

㉒ 介護職員等処遇改善加算

介護職員のキャリアアップの仕組みの構築や職場環境の改善を行う場合

別表 2 「介護保険給付対象外サービス価格表」 令和 7 年 6 月 1 日改定

【理美容代】

散髪＋顔そり・・・1, 800 円(税込)

散髪・・・・・・・・・・1, 500 円(税込)

顔そり・・・・・・・・・・1, 500 円(税込)

【おむつ代】

(税込)

種 類	品 名	入 数	価 格
軽失禁用パッド	ライトパッド 200	28枚	¥1,078
尿取り(非通気)	オンリーワン ケアパッド 300	30枚	¥528
尿取り(非通気)	オンリーワン ケアパッド 400	30枚	¥627
尿取り(非通気)	オンリーワン ケアパッド 500	30枚	¥759
パンツ用パッド	オンリーワンケア からだカーブパッド アクティブノーマル	48枚	¥1,320
パンツ用パッド	オンリーワンケア からだカーブパッド アクティブスーパー	44枚	¥1,283
パンツ用パッド	オンリーワンケア からだカーブパッド アクティブビッグ	32枚	¥1,214
両面吸収パッド	さらさらスリム	45枚	¥1,015
フラット	スリムフラット	30枚	¥1,089
フラット	スーパーフラット	30枚	¥1,551
高吸収パッド	オンリーワンケア からだカーブパッド レギュラー	32枚	¥1,021
高吸収パッド	オンリーワンケア からだカーブパッド ロング	32枚	¥1,038
高吸収パッド	オンリーワンケア からだカーブパッド スーパーロング	32枚	¥1,355
高吸収パッド	オンリーワンケア からだカーブパッド ワイド	30枚	¥1,469
高吸収パッド	オンリーワンケア からだカーブパッド エキストラワイド	28枚	¥1,648
大型パッド	オンリーワンケア ひろびろ安心パッド 7回	30枚	¥1,865
大型パッド	オンリーワンケア ひろびろ安心パッド 12回	30枚	¥2,112
その他	便利な吸収シート	90枚	¥2,970
その他	アンダーシート	24枚	¥1,610
テープ	オンリーワンケア フィッティングテープ S	24枚	¥1,637
テープ	オンリーワンケア フィッティングテープ M	24枚	¥1,703
テープ	オンリーワンケア フィッティングテープ L	24枚	¥1,927
テープ	オンリーワンケア フィッティングテープ XL	24枚	¥2,099
パンツ	オンリーワンケア 前後フリーパンツうす型 S	24枚	¥1,373
パンツ	オンリーワンケア 前後フリーパンツうす型 M	22枚	¥1,258
パンツ	オンリーワンケア 前後フリーパンツうす型 L-LL	20枚	¥1,210
パンツ	オンリーワンケア 前後フリーパンツ S	20枚	¥1,144
パンツ	オンリーワンケア 前後フリーパンツ M	18枚	¥1,059
パンツ	オンリーワンケア 前後フリーパンツ L-LL	16枚	¥1,003